

井上座長私案による裁判員制度の概要

構 成	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判官3人 ○裁判員4人(ただし、5人ないし6人とすることも考えられる。)
対象事件	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当する刑事事件 <ul style="list-style-type: none"> ①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪(ただし、内乱罪を除く。)に係る事件 ②法定合議事件で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの ○ただし、テロ事件など裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるときは、裁判官のみで審理することができるようにする方向で検討。
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> ○事件ごとに、選挙人名簿をもとに作成される裁判員候補者名簿(25歳以上の者)からくじで候補者を選出し、召喚。質問手続を行い、欠格者等を除外し、残った適格者の中から当該事件の裁判員を選定。
公判手続等	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回公判前の準備手続において、事件の争点及び証拠を整理。 ○裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与できるよう、迅速で分かりやすい審理を実施。
権限と評決	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判員は、裁判官とともに有罪・無罪の決定及び刑の量定を行う。 ○法令解釈(法令の憲法適合性審査も含む。)及び訴訟手続に関する判断は、裁判官のみが行う。 ○有罪・無罪及び量刑判断は、合議体全体の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見による。
判決書	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判官のみの裁判の場合と基本的に同様のものとし、評議の結果に基づいて裁判官が作成。判決書には裁判官のみが署名押印。
控訴審	<ul style="list-style-type: none"> ○現行法どおり(裁判官のみによる事後審)。
報道との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判員に対し、事件終了後も含めた守秘義務を課し、違反者に対する罰則を設ける。 ○裁判員に対する担当事件に関する審理中の接触及び裁判員であった者に対する職務上知り得た秘密を知る目的での接触を禁止。 ○偏見報道を禁止する訓示規定を設けるかは留保。